

# 仕 様 書

件 名 IT資産管理システム用ハードウェア等保守 一式

## 1. 目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「甲」という。）が円滑なソフトウェアライセンス管理遂行のため導入しているIT資産管理システムについて、障害の発生を未然に防ぎまた、障害からの速やかな復旧を行える環境を構築することによってシステムの安定稼働を担保するため、IT資産管理システム用ハードウェアの保守に関する業務を外部業者（以下「乙」という。）に発注するものである。

## 2 業務内容

- (1) 甲で運用中のIT資産管理システムに関するハードウェア（別紙「保守対象ハードウェア一覧」参照のこと。以下、単にハードウェアとする。）について、別途発注するIT資産管理システム保守契約の請負者及びハウジング契約の請負者（現在調達中）と必要な調整を行い、システム全体を安定稼働させるための保守を行うこと。また、IT資産管理システム等の障害時にも、それぞれの保守契約の請負者に協力し、サーバ設置場所での技術支援やサポートを行うこと。
- (2) ハードウェアの調査・復旧等に関しては、甲及びIT資産管理システム保守契約の請負者からの連絡に基づき、これをもって迅速に行うこと。
- (3) 発生した問題についての切り分け、調査を行うにあたり、IT資産管理システム保守契約の請負者から協力を求められた場合は、積極的にこれに協力すること。
- (4) ハードウェアに不具合もしくは障害が発生した場合には甲指定の場所へ連絡を行い、速やかに調査・復旧を行うこと。復旧後にはIT資産管理システムの正常稼働を確認すること。ただし、IT資産管理システムの復旧については、別途発注するIT資産管理システム保守契約の請負者が行うものとする。
- (5) ハードウェアについて異常があったときは甲指定の場所へ連絡を行うこと。なお、異常の内容については、緊急性及び重要性の高いものは速やかに口頭での連絡を併せて行うものとする。
- (6) ハードウェアが格納されているラックの鍵については、甲及びハウジング業者あてに借用書を提出し、善良な管理を行うものとする。
- (7) ハードウェアは改造及び他の装置を接続してはならない。ただし、IT資産管理システムに不具合が発生しないことを確認のうえ、書面により甲へ改造及び接続の詳細を提出し、甲が承認した場合は除く。

また、ファームウェアのバージョンアップ等がメーカーから公表された場合は、IT資産管理システムに不具合が発生しないことを確認のうえ、書面により甲へ詳細を提出し、甲の承認を得たうえで速やかに最新版に更新するものとする。
- (8) 各メーカーから提供される情報を収集し、有用であると思われる情報については、直ちに甲及びIT資産管理システム保守業者に通知すること。

- (9) ハードウェアは、甲の許可無く移動してはならない。
- (10) 本契約における一切の費用は、請負代金に含まれるものとする。
- (11) 乙の故意または過失により損害が発生した場合は、乙の責により現状復帰するものとする。また、現状復帰に要する費用は乙が負うものとする。
- (12) 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、甲に書面によって外部委託の詳細を提出し、許可された場合はこの限りではない。なお、外部委託を許可された場合であっても乙は契約による責任を免れる事はできない。
- (13) 障害発生時には必要に応じて下記のソフトウェアの再インストール設定を行うこと。
  - ① バックアップ管理ソフト
  - ② ウィルス対策ソフト
  - ③ Microsoft Windows Server 2008 Enterprise Edition 32bit
  - ④ Microsoft SQL Server 2008 Standard Edition (予備サーバ用)
- (14) 全てのハードウェア保守は、平日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び12月29日～1月3日の年末年始を除く月曜日～金曜日）9時から17時までのオンサイト保守とする。

3 請負期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

4 履行場所 契約担当役の指定する場所

5. 業務に必要な技術等の要件

- (1) 乙は、IT資産管理システムに精通し、本仕様書に示した業務を円滑に遂行できる十分な能力を有すること。
- (2) 乙は、過去5年以内に当該業務と種類及び規模を同じくする業務を誠実に遂行した実績を有すること。
- (3) (財)日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISO9001の認証又はこれと同等の品質マネジメントシステム(QMS)を有している組織・部門が、その品質マネジメントシステム(QMS)に基づき作業品質の管理を実施することを明確にすること。
- (4) プライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマーク使用許諾を受けている又はこれと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していることを明確にすること。
- (5) ISMS又はBS7799の認証を受けているもしくはISO/IEC27001に準拠していることを証明でき、情報セキュリティ管理体系を確立していることを明確にすること。

6. 業務報告および打ち合わせ

- (1) 業務にあたっては、契約締結後速やかに作業内容、日程、納入物等に関する打ち合わせを甲の担当者で行うこと。
- (2) 業務遂行時においては、作業実施の都度作業内容を所定の様式に記録し、適宜甲へ報告すること。

## 7. 保守体制

- (1) 契約締結後、本業務に従事する保守要員の名簿及び保守・連絡体制図を甲に提出し、承認を得ること。
- (2) 保守要員は原則として乙の社員であること。社員以外の者が従事する場合は、事前に従事者の身元（下請け業者等、他の業者を関与させる場合は、当該業者の名称、所在地等を含む）を明らかにする書面を用意し、甲が要求した場合に提出できること。  
なお、下請け業者等に本業務を行わせる場合は、本仕様書を十分に熟知させ業務を行わせることとし、乙においては作業日程、機密保持等十分な管理を行うこと。また、本業務の全てを下請け業者等に請け負わせる一括下請けについては、これを禁止する。
- (3) 本業務と同規模のシステム環境整備管理の経験、またはそれに相当する能力を有し、仕様目的に合致した対処を行える専任の保守要員を配置すること。

## 8. 機密保持

- (1) 乙は、本業務の遂行に当たって知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、または他の目的に使用してはならない。正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合も、事前に甲の許可を得なければならない。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- (2) 本業務の実施にあたり甲が提供した資料は、原則として全て複製禁止とする。業務上やむを得ず複製する場合は、甲の許可を得なければならない。この場合にあつても使用終了後は複製を甲に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより、機密を保持しなければならない。

## 9. その他

- (1) 乙は定められた場所以外に無断で立ち入ってはならない。
- (2) 本業務の遂行にあたっては甲乙両者協議の上、作業範囲及び作業手順を明確にして実施すること。
- (3) 本業務について、請負期間中の業務に関する対応が不備又は未実施の場合は、請負期間終了後においても、乙の負担と責任においてその解決にあたるものとする。
- (4) 「独立行政法人国立高等専門学校情報セキュリティポリシー基本方針」（以下、「ポリシー」という。）の定めに従うこと。なお、請負期間途中でポリシーが変更された場合は、変更されたポリシーに従うこと。また、ポリシーに記述されていない情報セキュリティに関する要件については、甲の指示に従うこと。
- (5) その他、契約についての細目は、甲が定めるところによる。
- (6) 本仕様書に記載なき事項については、甲乙両者協議の上、甲の指示に従うこと。